説明内容 2023.9.24/29

消費税未納に係る経緯と対応報告

2023年5月1日(月)に法人監事による監査を行いました。

その際、監事より 2023 年 10 月より開始されるインボイス制度の説明を受ける中で消費税の取り扱いについての質問がありました。当会としましてこれまでに納入した事実がないことを返答していました。後日改めて監事より指摘があり、事務局で確認したところ、支払う必要があることが判明しました。

その後、直ちに会計事務を依頼している会計事務所に、2023 年 5 月末が納期限である昨年度分の納付額について算出作業を依頼し、5 月 15 日に納付額は 500 万円程度であること、過去 5 年にさかのぼって納付が必要であるが、その額の精査には時間がかかるとの報告を受けました。

5月16日(火)に、会長・副会長・業務執行理事をメンバーとする総合企画会議を開催し、

5月25日(木)には理事が協議する場を持ち、それぞれ、今後の対応について検討を行いました。 併せて当会相談役、外部理事とも情報の共有を行い対応について協議を行いました。

5月25日に2022年度消費税納税額は4,463,500円と確定しております。

ここまでの経緯を5月28日に開催しました通常総会内で取り急ぎ口頭にて報告をいたしました。 5月31日は確定しました2022年度分の消費税を納入しています。

その後、会員向けに消費税未納の説明文を郵送いたしました。

- 6 月に入り、歴代会長を中心に情報収集を行うとともに、当会岡本外部監事に指示を頂く形で具体的対応を進めて参りました。
 - 6月11日に理事会を開催し対応を検討、
- 6月21日には当法人指定権者の広島県庁総務局総務課公益法人担当者、及び当会会計委託先の児玉会計との打ち合わせを行い、
 - 6月29日には広島南税務署へ経過報告を行いました。

ここまでの間で、主に過去 4 年間分の納税額 13,544,500 円(消費税 12,175,300+無申告 加算税 607,500+延滞税 761,700)の返済方法について検討しています。

当会の財源を持って一括ですべて支払うことは困難な状況から、寄附を募る、無償貸付を受ける、 金融機関より1,000万円の融資を受け、残り約300万円を当会の資金で支払うこと等が議論され ています。

その後7月に入り、

7月9日に歴代会長に参加頂いた会議を開催し意見交換を行い、同日理事会を開催し消費税支払い対応の方向性を決定しています。

7月24日には会長、副会長を中心とした三役会議を行い対応の具体的スケジュールを検討しました。

消費税の支払い原資については、金融機関より 1,000 万円借り入れる、残りの約 300 万円を自己資金で支払うこととしました。

加えて、公益活動推進、事業継続資金を目的とする「経営基盤強化募金」を開始し、募集期間を 8 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日、目標額 500 万円と設定し、歴代理事宛に協力依頼の文書を送付するとともに当会ホームページに要項を掲載しました。

9月29日現在で寄付金額は4,947,003円※ となっています。

この場を借りてご協力に感謝申し上げます。

(※ 10/13 現在 5,047,013 円)

公益社団法人は事業収益が望めない法人であることから、融資を受ける金融機関の調整は時間を要しましたが、広島銀行銀山町支店で決定しました。

融資金額は 1,000 万円、金利は 2.475%、返済期間は 10 年間、返済開始は 2023 年 10 月です。

9月20日に広島銀行と契約を締結し、翌21日に消費税12,175,300円を納入しています。残りの無申告加算税、延滞税(合計1,369,200円)につきましては税務署による計算後の通知を受け次第の納入とします。

今後の会の運営、及び融資の返済につきましては心配されている会員もおられるかもしれませんが、予算の修正を行うとともに 10 年間の事業計画を立案し、毎年度の消費税支払いと融資の返済は可能であると判断しています。

募金は、金融機関より借り入れた 1,000 万円の繰り上げ返済に充当し、可能な限り早期の完済を 目指し今後の会員、理事に負担を残さないよう尽力してまいります。

原因と理事の責務の考え方について

本件確認後、原因を解明すべく歴代会長をはじめ、複数の方に聞き取りを行いましたが、時間も経過していることもあり正確な原因は判明できませんでした。

地域定着生活支援事業を受託した 2010 年度に納税対象となる事業規模となり、2012 年度からは納税義務が生じていたことになりますが、「納税が必要な団体である」という認識が理事、事務局になく、その後も外部から指摘を受けることもなかったため現在まで気付かないままとなってい

たことが主たる原因であると考えます。

理事会としまして、不作為による未払いであると結論付け、理事に対して責任を求めることは行わないこととしました。

ただし、道義的な責任の観点から、協力を頂ける理事より募金の協力を求めることとしました。また、併せて再発防止策を作成し、公益社団法人、及び理事の責務を周知徹底してまいります。